

## 別表六(二)付表一

### 「国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算に関する明細書」(平成28年4月1日以後開始連結事業年度分)

#### 1 この明細書の用途

この明細書は、平成28年4月1日以後に開始する連結事業年度において、法第81条の15((連結事業年度における外国税額の控除))の規定の適用を受ける場合に連結法人ごとに使用します。

なお、平成28年4月1日以前に開始した連結事業年度にあつては、この明細書ではなく、別表六の二(二の二)付表を使用してください。

#### 2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に外国税額の控除の規定を適用する連結法人の法人名を記載します。	
「国外事業所等帰属所得に係る当期利益又は当期欠損の額5」	その連結法人が当期利益又は当期欠損の額のうち国外事業所等帰属所得(令第155条の27の2第1号((連結国外所得金額))に掲げる国外源泉所得をいいます。以下同じです。)に係る利益又は欠損の額として計算した金額を記載します。	
「加算」及び「減算」の各欄	「国外事業所等帰属所得に係る当期利益又は当期欠損の額5」に記載された金額が、国外事業所等帰属所得に係る所得の金額のうち各連結法人に帰せられる金額と異なる場合に、その調整をするため、別表四の二付表の記載に準じて記載します。	
「①のうち非課税所得分②」及び「③のうち非課税所得分④」の各欄	令第155条の28第3項((連結控除限度額の計算))に規定する外国法人税が課されない国外源泉所得(その国外源泉所得を生じた国又は地域及びその国外事業所等(法第69条第4項第1号((外国税額の控除))に規定する国外事業所等をいいます。)の所在する国又は地域が当該国外源泉所得につき外国法人税を課さないこととしていることを満たすものをいいます。)に係る所得の金額がある場合に記載します。	左記における「外国法人税を課さないこと」には、令第155条の27第3項に規定する「みなし納付外国法人税の額」がある場合は含まれません。
「納付した控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額7」	別表六(二の二)の「7」の金額のうち、国外事業所等帰属所得に係る部分の金額を記載します。	

#### 3 根拠条文

法81の15、令155の27～155の35、規則37の5～37の7、措置法68の91、68の93の3、措置法令39の118、39の120の7